

## 「マイナンバーカード（個人番号カード）」とは

- ・申請により、希望者に交付されます。初回発行手数料は無料です。（電子証明書含む）
- ・カードの表面には、顔写真のほか氏名、住所、生年月日、性別、有効期限が記載され、裏面にマイナンバーが記載されたプラスチック製のカードです。
- ・本人確認書類として利用することができるほか、e-Tax（イータックス）などの電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。

### ●マイナンバーカードの有効期限について

20歳以上の方は発行日から10回目の誕生日まで、20歳未満の方は発行日から5回目の誕生日までです。なお、電子証明書（署名用・利用者証明用）は発行日から5回目の誕生日までです。

※電子証明書（署名用）は、住所や氏名の変更があった場合、有効期限にかかわらず自動的に廃止となります。継続して利用を希望する方は、電子証明書（署名用）の再申請が必要です。（再交付手数料200円）

### ●マイナンバーカードのイメージについて



表面



裏面

### ●マイナンバーカードの再交付について

初回の交付手数料は無料です。

紛失等をされた場合には、再交付が可能ですが、再交付の際には再交付手数料1,000円（カード800円、電子証明書200円）が必要となりますので、ご注意ください。

※紛失の場合には、その事実を証する書類（警察署発行の遺失届出書受理番号通知書など）が必要となりますので、ご注意ください。

## ●マイナンバーカードの住所や氏名変更について

マイナンバーカードを取得された後に、氏名や住所が変わる場合は、カードの記載事項変更手続きも併せて必要となりますので、「マイナンバーカード」を忘れずにご持参ください。

### ※かつらぎ町へ転入される方

異動届とともに窓口へ提出してください。カードの裏面へ新住所を記載し、カード内情報の更新を行います。

### ※かつらぎ町外へ転出される方

転入先の市町村へ届出をするときに、マイナンバーカードも一緒に提出してください。

転入先の市町村で、カードの裏面へ新住所を記載し、カード内情報の更新を行います。

※マイナンバーカードの更新手続きを行わなかった場合、転入後90日でカードが自動廃止となりますので、ご注意ください。

## ●マイナンバーカードと住民基本台帳カード（住基カード）について

- ・平成27年12月末で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了しました。
- ・平成27年12月末までに交付された住民基本台帳カードは、有効期限まで引き続き利用できます。
- ・マイナンバーカードと住民基本台帳カードを同時に両方とも所持することはできず、マイナンバーカード取得の際には、住民基本台帳カードは廃止・回収することになります。